

神プラス発第20号  
令和3年6月14日

事業主様

神奈川県プラスチック事業健康保険組合  
理事長  
(公印省略)

令和3年度健康保険被保険者報酬月額算定基礎届の提出について

日頃より当健康保険組合の事業運営につきまして、格別のご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、本年も被保険者報酬月額算定基礎届を提出していただく時期が近づいてまいりました。

健康保険の被保険者については、毎年1回、7月1日現在の全ての被保険者に係る標準報酬月額を決定するために、「被保険者標準報酬月額算定基礎届」を提出いただいております。

この「被保険者標準報酬月額算定基礎届」により決定された標準報酬額は、原則1年間(9月から翌年8月まで)は固定され、保険給付金の決定や納めていただく保険料額の計算の基礎となります。

つきましては、下記の書類を令和3年7月12日(月)までに提出してください。

- <提出書類>**
- 1 被保険者報酬月額算定基礎届 総括表(同封)**  
(年金事務所への提出は、廃止されました)
  - 2 被保険者報酬月額算定基礎届**  
届出用紙につきましては、裏面を確認してください。

## 「被保険者報酬月額算定基礎届」について

例年、「被保険者報酬月額算定基礎届」につきましては、年金事務所より送付され必要事項記載済の届出書の写し（A 4 コピー）を健康保険組合用の届出書として提出をお願いしています。昨年からは電子申請が本格的に始まり、年金機構へ電子申請を登録しています事業所におきましては、紙ベースの届出が送付されませんのでご注意ください。なお、提出する前に次の事項の確認をお願いします。

- ①事業所記号…組合記号：数字 3 桁
- ②標準報酬月額の上下限…下限：健康保険 58 千円、年金 88 千円  
上限：健康保険 1,390 千円、年金 650 千円
- ③70 歳以上の被保険者の確認

例年通り、下記をご確認の上、期限までにご提出をお願いいたします。

同封の「**<別紙>算定基礎届及び月額変更届の提出について**」を必ずご参照ください。

令和 3 年 4 月 1 日付にて厚生労働省より「標準報酬月額の定時決定及び随時改定の事務取扱に関する事例集」の一部改正が行われました。今回、在宅・テレワーク等による手当の取扱いも示されましたので、その改正を含め Q&A を作成しました。算定基礎届や月額変更届等を提出する場合等においてご確認の上、ご提出の程よろしく申し上げます。

なお、今年度、年金事務所の調査事業所に該当されている場合には、お手数ですがご連絡をお願いいたします。